

使用教材：

佐久間毅ほか「事例から民法を考える」有斐閣,2014
第20問

北村雅史ほか編著「事例研究 会社法」日本評論社,2016
第22問

林先生担当第4回、5回

設問1

第1 前段

1. 甲社は、本件事業譲渡の目的で、株主総会の特別決議を受けている。そのため、本件事業譲渡が「事業…の譲渡」(会社法(以下略)467条1項1号、2号)にあたるのであれば、株主総会の決議を欠く本件事業譲渡は(無効)となる(309条2項1号)。等文は?

(1) 「事業…の譲渡」とは、組織的有機的に一体となっている事業の全部又はその重要な一部の譲渡であって、譲渡会社がその事業を譲り受けることにより、同様の事業を営行おうとする場合をいうと解釈。なぜならば、会社法において、事業の譲渡の解釈は、統一的にされるべきであるから、21条以下の事業の譲渡と同様の解釈をすべきであるからである。また、21条では、競争禁止義務は、事業の譲渡の要件として定められているわけではなく、競争禁止義務は、事業の…の譲渡の必須的要素ではないと解釈。

(2) 会員制トレーニング施設の運営事業は、甲社の事業内容のうち、ゴルフ場経営と並び立つ重要な事業である。したがって、本件事業譲渡において、甲社の会員制トレーニング施設、施設、会員、従業員および事業のノウハウも含めて、一体として、乙社に引き継ぐこととしている。したがって、本件事業譲渡は、組織的有機的に一体となっている事業の全部の譲渡となる。

また、乙社は、この事業を譲り受けた後は、同様の事業を継続しようとしている。

したがって、本件事業譲渡は、「事業の全部の譲渡」(467条1項

1

13)にあたる。

2. では、甲社は、乙社に対し、本件事業譲渡の無効を主張できるか。確かに、取引の安全の観点から、かかる場合、譲渡会社が譲受会社に無効を主張するためには、譲受会社の悪意重過失を要求するところもある。しかし、取引の安全は、簡易事業譲渡(467条1項2号から書)により図られること、また、簡易事業譲渡以外の場合は、譲受会社によっても重要取引があることが多く、そうすると、かかる会社には株主総会決議の有無の確証義務を課して不当とはいえないことから、簡易事業譲渡以外の場合は、取引の安全を強調し、必ずしも必要はない。そのため、悪意重過失に關係なく、無効を主張できると解釈。

22 よて、甲社は、乙社に対し、本件事業譲渡の無効を主張でき、会員制トレーニング施設の返還請求は認められる。

第2 後段

1. 譲受会社の側からの無効主張の可否

相手方の地位を不安定なものとしないため、467条の決議を欠く事業譲渡は、絶対的無効であり、譲受会社の側からの無効主張は認められ得る。もっとも、一般原則より、その無効主張が信義則に反する(民法第2項)場合には、その主張は制限される。

2. したがって、乙社が無効を主張することが信義に反するとの事情が設問部分以外にない限り、乙社が無効を主張して、代金支払を拒否することはない。

設問2

2

第2 後段

22 1. 22条の趣旨は、譲受会社が、譲渡会社の権利義務を継承したとみなされるおける外観を作出したことを根拠に、そのような外観を信じた債権債務者を保護する点にある。そのため、単に「商号の使用があった場合」のみならず、譲渡会社の使用していた名称を使用し、その使用により債権義務の承継があったと見られるような場合には、そのような外観の作出により悪意重過失の債権債務者は、22条1項を根拠として、譲受会社に対し請求ができると解釈。

丙社は、本件事業譲渡により、ゴルフの運営事業を譲り受けた際、従前と同様に「甲ゴルフ倶楽部」という名称を用いている。加えて、ゴルフ場の場所が、会員制という運営形態にも変更はない。したがって、譲受である。丙社が甲社から、「甲ゴルフ倶楽部」に関する一切の債権・権利義務を引き受けて、事業を継続しているとの外観が存在している。したがって、丙社と甲社の間では、設問2をお客の約字は定められているものの、これが登記されている。Bに対してその通知があったとの事情はない(22条2項)。そのため、丙社が甲社の権利義務を承継している事実により、Bは善意であり、その2に過失はないといえる。

2. よて、Bの22条1項に基づく請求は認められる。

3

設問1

1. Xは、民法(以下略)770条1項に基づいて、離婚を請求する。本間に
おいては、1項1号~4号にあたるかは明確では無いものの、1項5号を考慮す
るにあたっては、1号~4号の事由を考慮する。そのため、結局1項5号に115万婚
姻を継続し、莫大の重大な理由、があるかどうかの問題となる。

(1) 770条の趣旨は、一方の配偶者が婚姻の継続を望む、又はその意思が不明な場合であっても、夫婦としての実質を失っており、婚姻の継続の必要性が負い出せる場合には、裁判所の判断により、婚姻関係を終了させる点にある。そうすると、5号にいう「婚姻を継続し難い重大な理由」があるか否かは、夫婦の同居の有無、扶助関係の有無（752条参照）、子の有無、また子がいる場合は、その子の教育監護の必要性の程度（820条参照）加えて離婚により一方の配偶者が生活困難になるか否かというが、又それに対する何らかの配慮があるか否かにより決すべきである。

(2) まず、XとYは、10年ほど前から夫婦関係がなく、寝室を別にして
16 11た。また、10年前の2001年に、Xは、自宅と別別の建物に移り、
17 G医院の建物内で寝泊まりして11た。さらに、5年ほど前から、XとY
18 は完全に別居状態となり、Xは、Aと甲マンションで生活している。そして、X
19 Yは、10年ほど前から、別居状態が続き、2011年2月の喪葬時まで、
20 継続して別居状態にあって112る。

また、扶助関係に於いても、2007年)月までは、YがXの食事
作り、掃除、洗濯等を担当としていたが、この5年ほどは、あり、
Xの仕事を手助けていた。しかし、この5年ほどは、YはXの雇用の世

第

問

熟をしておらず、Xの仕事を手助で11を11。

さらに、XとYには、BYCの2人の子供が「13もの、B、C芝に成
入して118ことから、教育監護の必要性は低い。

他方、Xは現在年間100万円程度の収入があるが、Yは不安定なパートの収入が年間50万円ある程度である。しかし、Yは、Xが2007年に自宅を出て以降、Xから生活費等を受けとておらず、実質的に、現在と同じ様な状況で単独生活をしている。そして、Xが財産分与を申し出て11年を考慮すると、Yが離婚に判着しく生活困難になるとまではいえない。

以上から考えると、XY-Yの間に夫婦Yとしての実質的夫婦であり、また、婚姻を継続し得るべき必要性があるYは1/2存在。(したがって、婚姻関係が女性継続し難い重大な理由があるY1/2存在。

2. おと、 X の Y に対する離婚請求は認めらる。

製圖 2

15 1. 財産分与(768条)の趣旨は、婚姻後に夫婦が共に作り上げた
16 財産を互に配分するとともに、離婚後により、金銭的困難に陥る存しよ、
17 一方配偶者の生活を支援し、さらに離婚後に生ずる精神的損害を補
18 償する点にある。そのため、財産分与の算定にあたっては、夫婦別産制
19 (762条1項)を前提として、一方配偶者が、他方の財産形成に寄与
20 した程度、現在の両者の収入客員とその収入客員の差、離婚後の原因
21 となした事由がもたらす精神的苦痛の程度等を考慮する。

2. 2次本籍に於けると、主、丙土地、~~丁建物~~は、甲のシユト乙土地、丙土地、丁建物は、X名義で取得した財産ではあるものと

第六

問

2 も、これは、XとYが婚姻中に取得した財産であり、Xが婚姻前
 3 から有する財産ではない。そのため、このX名義の財産の形成にYが帰
 4 属してはならないとされ、財産分与において考慮される。しかし、具体的に
 5 Yは、Xの身の回りの世話をしつ、1995年から、2007年2月3日まで、
 6 G国院の仕事を助けていた。この事実、YがXの財産形成に帰属
 した事実と見なすことが、財産分与にあたって考慮される。

また、現在Yの収入は、150.3円にすぎず、他方Xは、年間1000.5円程度の収入があり、約850.3円もの差があるという点も考慮される。

さらに、本問においては、XとYとの別居状態が長年続いていたこと加えて、2006年夏ごろには、Yの側から、Xを自宅の寝室から追出し、711のことから、Yの受ける精神的損害の程度は高いと判断存在し、11と11の事柄も考慮される。

以上

第

問

科目名	受講クラス	学籍番号	氏名	採点
事例問題20				

第一設問1

XのYに対する離婚の請求は、裁判上の離婚(民法(以下法を省略)770条1項)の請求である。

1. 裁判上の離婚を提起するのは、同項各号の場合である。そのうち、「その他離婚を継続し難い重大な事由があるとき」(5号)とは、婚姻関係が破綻しているときなどという。それについての判断は、当事者の夫婦の生活状況、関係悪化後の期間、関係修復の見込み等を考慮して判断する。婚姻とは、同居、協力及び扶助の義務(752条)を互いに負い、両性の合意によりなすものである。この関係が破綻しているかどうかは、夫婦の生活状況、家庭状況、関係悪化後の期間、その関係修復の見込み等を考慮して判断すべきである。

2. 本件では、現在、XとYは別居しており、その理由も、2006年Xが離婚したいと思っていた上に2006年ごろにYがXの寝室の錠を取り替えて荷物を放り出したこと(2007年)とXがAと同居するようになったからである。したがって、XとYは夫婦としての関係が不仲となり、別居している状態にあるといえる。そして、そのころから、XはYに生活費等を一切支給しておらず、Yは自らパート勤めをして生活費をまかなっていると考えられる。したがって、家計も分離している。そして、~~上記の事実~~ Xが離婚したいと意思表示したのも、2002年ごろから、~~その頃~~はかううじて、子供と交えて食事をしており、~~現在~~も、Xは、Aを含め下りていたが、この頃は、

1 ページ

夫婦の今後を承て買物に行くなど、関係係継続の余地のある状態を保っていたが、上記別居に至った2007年頃には、~~破綻~~修復不能可能な程度に関係が悪化している。そのまゝの状態でも4年間が経過した現在では、~~別居~~夫婦関係は破綻しているといえる。5号に該当するため、離婚請求は認められる。

3. 以上より、X・Yの夫婦関係は破綻しており、5号に該当するため、離婚請求は認められる。

第二設問2

裁判上の離婚をした者の一方は相手方に財産分与を請求することができる(771条、768条1項)。

1. 実際、~~協議離婚の場合、当事者双方が合意した財産分与には、夫婦の共同財産(762条)の分配と、婚姻費用分担の精算としての性格(精算的性格)と、家庭内外的労働を分担していた夫婦の場合、収入格差が生じる場合がある~~ことから、その格差を肯定するための分与(扶養的性格)と、有責配偶者からの金銭による賠償のための分与(慰謝料的性格)がある。以上の3つの性格に応じてその趣旨が、算定にあたって考慮すべき事情を検討する。

2. (1)まず、精算的性格を持つ財産分与の場合、夫婦の共同財産の分配であるから、それぞれの婚姻関係における役割分掌、その貢献の程度を考慮すべきである。本件においては、Xは、医師として、お金を稼ぎ、現在の

※解答は左ページから書き始めてください。

2 ページ

裏面へ

財を築き上げた。他方、Yは、そのサポートをしていた。もともと、そのサポートというのは、家庭内での家事はもちろん、婚姻生活8年頃から開院した経理医院の経理や診療報酬請求事務等や経理も行っているものであり、自営業であるから報酬としてYが受け取っているとも考えられなく、Xの収入の一部に含まれているものといえる。2007年ごろのような生活を、Xが求めていく2007年ごろまで続いているという事情は、算定に考慮されべきである。また、~~婚姻期間~~ (2)次に、扶養的性格の財産分与については、夫婦間の収入格差について考慮すべきである。すなわち、現在、今後の夫婦の収入、~~それまでの生活費~~生活能力等である。現在、1000万円程度あり、

本件では、Xは73歳で医師年金を受給している。今後ともそれを受給できる。他方、Yは、現在パート勤めをしているものの、年収150万円しかなく、66歳であることから、今後働かざるを得ない保障は乏しく、また、年金も微々たるものといえる。このように、収入格差があり、Yが高齢であることを考慮すべきである。また、子供はすでに独立しているから、養育費等を考慮する必要はない。

(3)次に、慰謝料的性格については、不貞行為の有無を考慮すべきである。結婚17年目の1985年頃、AはXとAと食事を行い、

3 ページ

持参の約束をするようになった。また、~~その~~2014年の1988年ごろから、Aに、甲斐返しをして住まわせた。そして、そこに何回か通っていたという事実がある。前述したとおり、この時点では、まだYとの生活が破綻しておらず、この時点では、まだYとの生活が破綻しておらず、Aはと不貞行為を働いたといえる。したがって、Xが、Aと不貞行為を働いたということについての精神的な慰謝料をYが受けたという事情を考慮すべきである。

3. 以上のような事情を考慮して、財産分与を算定すべきである。

4. 3頁、833頁に以下の文章を挿入する。また、Xは、Aに甲斐返しを買い込んでいるが、自己の名義で購入しているから特有財産(762条1項)に相当すると考えられる。目的が不貞行為であるにもかかわらず、夫婦共同財産から支出して購入していると考えられるから、この支出金の半分をYは金銭で分与される権利がある。この点についても考慮すべきである。

4 ページ

第1. 設問1

1. XとYは、民法第700条(Xは、法第68条)の720条1項5号該当事由がなしていることを理由に、本件離婚を請求することが考えられ、この本件において、その他婚姻を継続し難い重大な事由があるといえるか。

(1) 主として、本件離婚を請求しているXは自ら不貞行為を行っている。かかる有責配偶者が離婚を請求することは認められるか。

この点、夫婦は協議により離婚することになり(765条)ことから、有責配偶者であるX夫婦は同等関係にあり、離婚を請求する行為は可能であると解する。もっとも、有責配偶者の落ち度がある、請求を認めることが信義則に反すると認められるような場合には、請求を認めないということがある。Xが離婚を請求しているXは自ら不貞行為を行っている。かかる有責配偶者が離婚を請求することは認められるか。

この点、夫婦は協議により離婚することになり(765条)ことから、有責配偶者であるX夫婦は同等関係にあり、離婚を請求する行為は可能であると解する。もっとも、有責配偶者の落ち度がある、請求を認めることが信義則に反すると認められるような場合には、請求を認めないということがある。Xが離婚を請求しているXは自ら不貞行為を行っている。かかる有責配偶者が離婚を請求することは認められるか。

(2) これを本件に適用すると、Xは、Yに対して、Xが離婚を請求しているXは自ら不貞行為を行っている。かかる有責配偶者が離婚を請求することは認められるか。

院長室で宿泊していたという事実があり、実際的には、このことから、Xが離婚を請求しているXは自ら不貞行為を行っている。かかる有責配偶者が離婚を請求することは認められるか。

第2. 設問2

第1. 設問1

第2. 設問2

第3. 設問3

第4. 設問4

第5. 設問5

第6. 設問6

第7. 設問7

第8. 設問8

第9. 設問9

第10. 設問10

第11. 設問11

第12. 設問12

第13. 設問13

第14. 設問14

第15. 設問15

第16. 設問16

第17. 設問17

第18. 設問18

第19. 設問19

第20. 設問20

第21. 設問21

第22. 設問22

第23. 設問23

1. XとYは、民法第700条(Xは、法第68条)の720条1項5号該当事由がなしていることを理由に、本件離婚を請求することが考えられ、この本件において、その他婚姻を継続し難い重大な事由があるといえるか。

(1) 主として、本件離婚を請求しているXは自ら不貞行為を行っている。かかる有責配偶者が離婚を請求することは認められるか。

この点、夫婦は協議により離婚することになり(765条)ことから、有責配偶者であるX夫婦は同等関係にあり、離婚を請求する行為は可能であると解する。もっとも、有責配偶者の落ち度がある、請求を認めることが信義則に反すると認められるような場合には、請求を認めないということがある。Xが離婚を請求しているXは自ら不貞行為を行っている。かかる有責配偶者が離婚を請求することは認められるか。

(2) これを本件に適用すると、Xは、Yに対して、Xが離婚を請求しているXは自ら不貞行為を行っている。かかる有責配偶者が離婚を請求することは認められるか。

以上

院長室で宿泊していたという事実があり、実際的には、このことから、Xが離婚を請求しているXは自ら不貞行為を行っている。かかる有責配偶者が離婚を請求することは認められるか。

以上

科 目 名	受講クラス	学籍番号	氏名	採 点
事例研究会社法 22				

第一 設問1

1. 甲の主張について 会社法(467条) 譲渡会社A

(1) 事業譲渡(467条1項)を行う際には、株主総会 譲渡会社A
 社特別支配会社(468条1項)でない限り、株主総会の
 特別決議(467条1項 柱書、309条2項9号)の承認決議
 が必要である。本件では、乙社と甲社に特別の資本関
 係がないことから、上記承認が必要であるところ、事業譲渡
 が「事業譲渡」にあてれば、承認を欠き無効である。
 乙社 無効主張

(2) 事業譲渡には、467条1項各号の場合が存在する。この
 うち、事業の重要な一部の譲渡(同項2号)とは、総資産
 の5分の1以上の資産の譲渡である。乙譲渡会社Aの
 事業と有機的一体性をなし、③ 譲渡会社が事業の
 引受を承継しており、④ 法令上当然に譲渡会社が
 競業禁止義務を負う場合をいう。これは、会社法22条
 以下の事業譲渡と同義であるため、④については、
 22条1項により、事業譲渡を行った譲渡会社に競業禁
 止義務が認められるから、当然のことである。また、
 要件ではない。

(3) 本件で、譲渡対象とした甲社社員制トレーニング
 施設の運営事業に属する資産は、残りの資産とはほぼ同額で
 あるから、5分の1以上を占めているといえる。

よって、②について、有機的一体性は、甲はゴルフ場経

営と共に当該譲渡事業を行っていたのである。両者はゴルフ
 というスポーツとそのためのトレーニング施設というように連動す
 るものであるから、甲社の事業全体をみて有機的一体
 であるといえる。

また、③について、乙社は、施設・会員・従業員および事業の
 1つ1つをそのまま引き継ぎ、同様の事業を行っている
 のであるから、甲社の行った事業を承継したとい
 える。

(3) 以上により、①～③の事情をみるに、事業譲渡は、事
 業譲渡に当たり、前項の通り、無効となる。

2. この主張について

(1) まず、本件事業譲渡が、467条1項、309条2項9号に
 違反し、無効であるのは前項の通りである。

(2) ともに、上記は、会社財産のうち重要な部分についての
 譲渡は、会社の社員たる株主にとって重要な事項であ
 ることから、承認を要する株主保護を図る制度で
 ある。したがって、譲渡の取引相手たる譲渡会社が
 無効を主張できるのか。

この点について、承認を要求したのは趣旨は上記の通
 りであるが、承認のない事業譲渡は、会社の従業員
 にも不信感を抱かせるものであり、事業譲渡は従業
 員を承継することが多いことから、譲渡会社から無効を主
 張させる必要性は高い。また、事業譲渡により双方

※解答は左ページから書き始めてください。

の会社への影響は大きい。主張の無効主張のあ
 りなしにかかわらず、両者に決定すべきである。

よって、同条違反による無効は、絶対的無効である
 と解すべきである。 誰がでも主張できる

(3) 以上より、乙社から無効を主張できる。

第二 設問2

まず、事業譲渡 Bの預託金返還請求権が認めら
 れるためには、甲預託金返還債務が丙に帰属してい
 ることを要する。Bは甲とゴルフクラブの会員契約を締
 結し、その約定により、預託金の返還債務が
 Bに発生している。この債務が丙に帰属しているが、
 1. まず、甲は、上記ゴルフクラブを丙に事業譲渡して
 いるところ、これは有効か。

(1) 事業譲渡には、前項の通り判断する。
 のうち、事業の全部の譲渡がある(467条1項1号)。
 (2) 本件で、甲社は唯一の事業であった、ゴルフ場の運
 営事業を丙に譲渡した。これが本件事業譲渡にあた
 る。したがって、事業譲渡にあたる。

よって、本件で、譲渡の瑕疵はないのである。
 から、有効に譲渡されている。

(3) よって、甲の事業たるゴルフクラブ事業の全ては丙
 に移転している。

2. ともに、事業に関する債務を承継しない旨の約定

がなされている。この点について、したがって、預託金債務
 は丙に譲渡されていないと見られる。

(1) 22条1項により、商号の続用がなされた場合
 には、譲渡会社の事業によって生じた債務を負う。
 ただし、その責任を負わない旨の登記があれば、負わ
 ない(同条2項)。「商号」とは、会社の名称という(6
 条1項)。 ともに、22条の趣旨は、事業を従前のま
 ま承継し、運営する場合には、その利用客顧客
 が事業とその運営主体がかわらないまま取り入ら
 ず、従前の会社とあると信頼 誤認する
 外、無変化はないにもかかわらず、今後事業により
 利益を受ける主体と債務を負う主体が異なるとい
 うのでは、債務者を害することから、商号を同一運営す
 る場合にも「商号」の続用があったというべきである。

(2) 本件では、丙は甲の名称を甲エンターテイン
 メント株式会社という名称を受け継いでいる。
 ともに、甲の事業たるゴルフクラブは、「甲ゴルフ
 倶楽部」という名称で運営が行われていたこと
 から、譲渡後も同様の名称で事業を行う。いる。

科目名	受講クラス	学籍番号	点

したがって、原告の費用があなたという。

(3) したがって、債務を承継した。当の約定は登記されているわけではない。よって、丙は、~~甲の請求~~ 甲の預託金を返還する債務を負う。

よって、Bの請求は認められる。

5

10

15

20

5 ページ

5

10

15

20

※解答は左ページから書き始めてください。